

29 日 獣 発 第 60 号
平成 29 年 5 月 16 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫
(公印及び契印の押印は省略)

家畜共済における待期間中の事故の取扱いについて

このことについて、平成 29 年 5 月 8 日付け 29 経営第 406 号をもって、農林水産省経営局保険監理官から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、家畜共済の待期間中に生じた共済事故であっても共済金の支払いを請求し得るもの及び証明に必要な書類等の例示について、共済事業に携わる獣医師及び組合員に周知したことを通知するものです。

ついでには、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

<p><u>本件内容の問合せ先</u> <u>公益社団法人</u> <u>日本獣医師会：事業担当 福田</u> <u>TEL 03-3475-1601</u></p>

29 経営第 406 号

平成 29 年 5 月 8 日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省経営局保険監理官

家畜共済における待期間中の事故の取扱いについて

家畜共済事業の運営については、かねてより御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

家畜共済では、疾病等の原因の発生時点を判別することが技術的に困難な場合が多いことから、農業災害補償法（昭和 22 年法律第 185 号）第 118 条第 1 項により、共済責任の始まった日から 2 週間（以下「待期間」という。）以内に共済事故が生じたときは、共済金の支払いを請求することができないこととされています。

一方、同条のただし書では、その共済事故の原因が共済責任の始まった後に生じた場合は、共済金を請求することができることとされていますが、このことが組合員等に十分認知されていない場合があります。

このため、別添のとおり待期間中に生じた共済事故であっても共済金の支払いを請求し得るもの及び証明に必要な書類等の例示について、共済事業に携わる獣医師及び組合員に対し周知しましたので御了知願います。



写

29 経営第 406 号

平成 29 年 5 月 8 日

都府県農業共済担当主務部長 殿

農林水産省経営局保険監理官

家畜共済における待期間中の事故の取扱いについて

家畜共済では、疾病等の原因の発生時点を判別することが技術的に困難な場合が多いことから、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第118条第1項により、共済責任の始まった日から2週間（以下「待期間」という。）以内に共済事故が生じたときは、共済金の支払いを請求することができないこととされています。

一方、同条のただし書では、その共済事故の原因が共済責任の始まった後に生じた場合は、共済金を請求することができることとされていますが、このことが組合員に十分認知されていない場合があります。

については、別紙のとおり待期間中に生じた共済事故であっても共済金の支払いを請求し得るもの及び証明に必要な書類等を例示したので、貴職におかれましては、待期間中の事故の取扱いについて適切な運用が図られるよう貴管内の農業共済組合に対して指導をお願いします。

また、共済事業に関係する獣医師に対しては別紙をもって、組合員に対しては加入者向けパンフレットをもって周知するよう、農業共済組合に対して指導をお願いします。

写

29 経営第 406 号

平成 29 年 5 月 8 日

道県農業共済組合連合会会長理事 殿

農林水産省経営局保険監理官

家畜共済における待期間中の事故の取扱いについて

家畜共済では、疾病等の原因の発生時点を判別することが技術的に困難な場合が多いことから、農業災害補償法（昭和 22 年法律第 185 号）第 118 条第 1 項により、共済責任の始まった日から 2 週間（以下「待期間」という。）以内に共済事故が生じたときは、共済金の支払いを請求することができないこととされている。

一方、同条のただし書では、その共済事故の原因が共済責任の始まった後に生じた場合は、共済金を請求することができることとされているが、このことが組合員等に十分認知されていない場合がある。

ついては、別紙のとおり待期間中に生じた共済事故であっても共済金の支払いを請求し得るもの及び証明に必要な書類等を例示したので、貴職におかれては、待期間中の事故の取扱いについて適切な運用が図られるよう貴管内の農業共済組合等に対して指導をお願いします。

また、共済事業に関係する獣医師に対しては別紙をもって、組合員等に対しては加入者向けパンフレットをもって周知するよう、農業共済組合等に対して指導をお願いします。

獣医師の皆様へ

家畜共済における待期間中の事故の取扱いについて

家畜共済事業の運営については、かねてより御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、待期間中の事故の取扱いについて、パンフレットのとおり家畜共済加入者へ周知いたしました。

つきましては、適切な運営が図られるよう、「概要版」及び「詳細リスト」を参考に、下記のとおり実施していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

記

1. 待期間中の事故について、事故原因の発生時点が明らかな場合は、診断書（検案書）に発生時点を明記の上、加入者が直接請求する場合は、加入者へ共済金を請求するようお伝えください。
2. 「概要版」及び「詳細リスト」は、一般的に事故原因の発生時点の証明が可能と考えられる疾病を例示したものですが、例示にない疾病であっても事故原因の発生時点が明らかな場合があれば、発生時点を明記してください。
3. 逆に、例示した疾病であっても、事故原因となる基礎疾患や飼養管理が共済責任開始前に認められる場合や発生時点が不明な場合など発生時点が特定できない場合があることに御注意ください。

概要版
 (待期間中に生じた共済事故であっても共済金の支払いを請求し得るもの及び事故原因の発生時点の証明のための必要な書類の例示)

分類	共済事故	事故原因	証明に必要な書類	留意事項
①外傷	切創、挫創、骨折、脱臼、焼死、圧死、溺死など	受傷、滑走、転倒など 火災 自然災害など	診断書(検案書) 診断書(検案書) 罹災証明書(火災の場合)	受傷時点が明らかなものに限る。(受傷部位から感染し化膿したもの等を含む。)
②突発的に発症する病気	中毒など	有害な飼料の摂取	診断書(検案書) 診断のために行った中毒物質に係る検査結果など	左記に分類されるものであっても、第四胃変位など発症から相当前に原因が発生していると考えられるもの、心不全など事故原因が明確でないものは除く。
③分娩に起因する病気	乳熱、子宮脱、新生子の生後感染症など	分娩 新生子の生後感染	診断書(検案書) 繁殖台帳など 診断書(検案書)	左記に分類されるものであっても、ケトosisや胎子奇形など分娩前に既に原因が発生しているものは除く。
④その他	母牛の死亡又は廃用に伴う胎子の死亡	母牛の死亡又は廃用	診断書(検案書) 授精(種付・移植)証明書など	母牛の死亡又は廃用が、上記①～③に起因し、その原因の発生時点が明らかでない場合に限る。

※ 診断書(検案書)は、事故原因の発生時点が記載されたものに限る。

○ 詳細リスト

(待期間中に生じた共済事故であっても共済金の支払いを請求し得るものの例示)

	病名コード	病名		留意事項
【① 外傷】				
1	020600	出血性貧血		外傷が原因のものに限る
2	030200	鼻出血		外傷が原因のものに限る
3	032001	胸膜炎	外傷性	
4	040700	舌損傷		外傷が原因のものに限る
5	046702	腹膜炎	外傷性	
6	048800	腹壁ヘルニア		・物理的衝撃により腹壁が断裂したものに限り ・子宮ヘルニアを含む
7	070200	乳頭損傷		
8	070300	乳房損傷		
9	081600	子宮頸管裂創		
10	081700	陰裂創		
11	081800	会陰・陰門裂創		
12	100100	外傷性脳脊髄損傷		
13	101100	顔面神経麻痺		外傷が原因であるものに限る
14	101200	三叉神経麻痺		外傷が原因であるものに限る
15	101300	肩甲上神経麻痺		外傷が原因であるものに限る
16	101400	橈骨神経麻痺		外傷が原因であるものに限る
17	101500	閉鎖神経麻痺		外傷又は分娩が原因であるものに限る
18	101600	大腿神経麻痺		外傷が原因であるものに限る
19	101700	坐骨神経麻痺		外傷又は分娩が原因であるものに限る
20	101800	腓骨神経麻痺		外傷が原因であるものに限る
21	101900	脛骨神経麻痺		外傷が原因であるものに限る
22	102000	その他の末梢神経麻痺		・外傷又は分娩が原因であるものに限る ・馬尾症候群を含む
23	110601	角膜炎	表層性	外傷が原因のものに限る
24	110002	角膜炎	深層性	外傷が原因のものに限る
25	110003	角膜炎	潰瘍性	外傷が原因のものに限る
26	110004	角膜炎	その他	外傷が原因のものに限る
27	130101	頭部骨折	頭蓋骨骨折	
28	130102	頭部骨折	顔面骨骨折	
29	130103	頭部骨折	下顎骨骨折	
30	130201	脊椎骨折	頸椎骨折	
31	130202	脊椎骨折	胸椎骨折	
32	130203	脊椎骨折	腰椎骨折	
33	130204	脊椎骨折	仙椎骨折	
34	130205	脊椎骨折	尾骨骨折	
35	130301	前肢骨骨折	肩甲骨骨折	
36	130302	前肢骨骨折	上腕骨骨折	
37	130303	前肢骨骨折	橈骨骨折	
38	130304	前肢骨骨折	尺骨骨折	
39	130305	前肢骨骨折	手根骨骨折	
40	130306	前肢骨骨折	中手骨骨折	

○ 詳細リスト

(待期間中に生じた共済事故であっても共済金の支払いを請求し得るものの例示)

	病名コード	病名		留意事項
41	130307	前肢骨骨折	指骨骨折	基節骨骨折、中節骨骨折、 末節骨骨折を含む
42	130401	後肢骨骨折	大腿骨骨折	
43	130402	後肢骨骨折	脛骨骨折	
44	130403	後肢骨骨折	腓骨骨折	
45	130404	後肢骨骨折	足根骨骨折	
46	130405	後肢骨骨折	中足骨骨折	
47	130406	後肢骨骨折	趾骨骨折	基節骨骨折、中節骨骨折、 末節骨骨折を含む
48	130501	その他の骨折	肋骨骨折	
49	130502	その他の骨折	胸骨骨折	
50	130503	その他の骨折	骨盤骨折	
51	131100	股関節脱臼		
52	131200	膝蓋骨外方脱臼		
53	131300	膝蓋骨内方脱臼		
54	131400	膝蓋骨上方固定		
55	131500	球節脱臼		
56	131600	その他の脱臼		
57	131700	前十字靭帯断裂		
58	131800	その他の靭帯断裂		
59	131900	捻挫		
60	132701	筋断裂	腓腹筋	
61	132702	筋断裂	内転筋	
62	132703	筋断裂	第三腓骨筋	
63	132704	筋断裂	その他	
64	132803	筋炎	その他	外傷が原因であるものに限る
65	132901	腱断裂	アキレス腱断裂	
66	132902	腱断裂	その他	
67	190100	切創		
68	190200	刺創		角突傷を含む
69	190300	踏創		
70	190400	挫創		
71	190500	裂創		
72	190600	咬創		
73	190700	縛創		
74	190800	銃創		
75	190900	鞍傷		
76	191000	火傷		
77	191100	凍傷		
78	191200	角損傷		
79	191300	電撃		落雷を含む
80	191400	熱射病		
81	191500	日射病		
82	191600	失血死		

○ 詳細リスト

(待期間中に生じた共済事故であっても共済金の支払いを請求し得るものの例示)

	病名コード	病傷名		留意事項
83	191700	焼死		
84	191800	凍死		
85	191900	墜死		
86	192000	溺死		
87	192100	縊死		
88	192200	窒息死(縊死以外)		
89	192300	轢死		
90	192400	圧死		
91	192500	闘争死		
92	192800	鳥獣害		
【② 突発的に発症する病氣】				
93	041102	咽頭炎	異物性	
94	041202	咽頭閉塞	異物性	
95	041303	咽頭麻痺	異物性	
96	041603	食道炎	異物性	
97	041701	食道梗塞	異物性	
98	042100	食道破裂		
99	042800	ルーメンアシドーシス		盗食が原因であるものに限る
100	043000	急性鼓脹症		盗食が原因であるものに限る
101	044600	胃破裂(胃穿孔)		単胃動物に限る
102	044703	急性胃炎	中毒性	原因物質の摂取時点が明確な場合に限る 単胃動物に限る
103	045100	腸閉塞(イレウス)		
104	045200	腸狭窄(腸嵌頓)		
105	045300	腸捻転(腸纏絡)		
106	045400	腸重積(腸重畳)		
107	045503	腸炎	食餌性	原因飼料の摂取時点が明確な場合に限る
108	045504	腸炎	中毒性	原因物質の摂取時点が明確な場合に限る
109	045800	盲腸捻転		
110	046100	腸破裂		外傷が原因であるものに限る
111	050900	膀胱脱		
112	150100	ワラビ中毒		原因物質の摂取時点が明確な場合に限る
113	150200	アセビ中毒		原因物質の摂取時点が明確な場合に限る
114	150300	ドクゼリ中毒		原因物質の摂取時点が明確な場合に限る
115	150400	キョウチクトウ中毒		原因物質の摂取時点が明確な場合に限る
116	150500	タマネギ中毒		原因物質の摂取時点が明確な場合に限る
117	150600	その他の植物中毒		原因物質の摂取時点が明確な場合に限る
118	151500	鉛中毒		原因物質の摂取時点が明確な場合に限る
119	151600	銅中毒		原因物質の摂取時点が明確な場合に限る
120	151700	リン中毒		原因物質の摂取時点が明確な場合に限る
121	151800	塩化ナトリウム中毒		原因物質の摂取時点が明確な場合に限る
122	151900	尿素中毒		原因物質の摂取時点が明確な場合に限る
123	152000	硝酸塩中毒		原因物質の摂取時点が明確な場合に限る

○ 詳細リスト

(待期間中に生じた共済事故であっても共済金の支払いを請求し得るものの例示)

	病名コード	病傷名		留意事項
124	152100	青酸中毒		原因物質の摂取時点が明確な場合に限る
125	152201	カビ毒中毒	アフラトキシン	原因物質の摂取時点が明確な場合に限る
126	152202	カビ毒中毒	その他	原因物質の摂取時点が明確な場合に限る
127	152300	蛇毒中毒		原因物質の摂取時点が明確な場合に限る
128	152400	ガス中毒		原因物質の摂取時点が明確な場合に限る
129	152500	その他の中毒		原因物質の摂取時点が明確な場合に限る
130	192901	医薬品等による副作用	抗菌性物質	医薬品等の投与時点が明確な場合に限る
131	192902	医薬品等による副作用	ホルモン類	医薬品等の投与時点が明確な場合に限る
132	192903	医薬品等による副作用	駆虫薬	医薬品等の投与時点が明確な場合に限る
133	192904	医薬品等による副作用	ワクチン類	医薬品等の投与時点が明確な場合に限る
134	192905	医薬品等による副作用	消毒薬	医薬品等の投与時点が明確な場合に限る
135	192906	医薬品等による副作用	その他	医薬品等の投与時点が明確な場合に限る
【③ 分娩に起因する病氣】				
136	080300	乳熱		
137	080402	ダウンー症候群	分娩時損傷	
138	080601	難産	胎子失位	
139	080605	難産	産道異常	
140	080606	難産	陣痛異常	
141	081400	子宮脱		
142	081500	子宮破裂		子宮動脈破裂を含む
143	082100	産褥熱 (産褥性創傷感染症)		
144	093600	その他の新生子疾患		出生時に生存又は仮死状態であって、羊水の吸引など分娩が原因となる場合に限る
145	160100 ～ 169900	ウイルス病		胎盤感染しない感染症に、新生子が罹患した場合に限る
146	170100 ～ 179900	細菌・真菌病		胎盤感染しない感染症に、新生子が罹患した場合に限る
147	180100 ～ 189900	原虫・寄生虫病		胎盤感染しない感染症に、新生子が罹患した場合に限る
【④ その他】				
148	093700	胎子死(母牛の死産事故に伴う胎子の死亡)		母牛の事故原因が共済責任期間開始後であることが証明された場合に限る

(留意事項)

1 本リストの病傷名は、家畜共済の事務取扱要領の「20 家畜共済事故病類別表」によるものとし、①外傷、②突発的に発症する病氣、③分娩に起因する病氣、④その他に分類した。

2 本リストの病傷名は、一般的に事故原因の発生時点の証明が可能なものを例示したものであり、本リストの病傷名の原因となる基礎疾患や飼養管理が共済責任開始前に認められる場合については、待期間を適用する。また、例示にない疾病であっても、共済事故の原因が共済責任の始まった後に生じたと明らかな場合は、共済金の請求ができる。

3 詳細リストで示す病傷名のうち食餌性の消化器病や中毒等について、組合員の重大な過失や飼養管理の不備により発生したのものについては、待期間を適用しない場合であっても、免責の適用を検討する。

【家畜共済にご加入の皆様へ】

待期間中の事故であっても 共済金が請求できる場合があります

待期間中の事故の取扱い

家畜の導入などの共済責任開始日から2週間以内(待期間)に発生した死廃事故及び病傷事故は、原則として、共済金が請求できません。

しかし、事故原因が加入後であることが明らかなケースは、共済金が請求できる場合がありますので、家畜の導入及び事故の発生がありましたらすみやかにご連絡ください。

請求可能な事故の例

分類	事故	事故原因
外傷	切創、挫創、骨折、脱臼、焼死、 圧死、溺死など	受傷、滑走、転倒、 火災、自然災害など
突発的に 発症する病気	中毒など	有害な飼料の摂取など
分娩に起因 する病気	乳熱、子宮脱、 新生子の生後感染症など	分娩、 新生子の生後感染
その他	事故原因が加入後にある母牛の 死亡又は廃用に伴う胎子死	母牛の死亡又は廃用

請求方法については裏面をご覧ください



【家畜共済にご加入の皆様へ】

請求方法

- 1 事故が発生しましたら、すみやかにご連絡下さい。
- 2 次の書類を組合へ提出して下さい。
 - ① 事故原因が発生した時点が明記された診断書(検案書)※
※ 共済団体の家畜診療所、嘱託・指定獣医師の診療を受けている場合は、提出は不要です。
 - ② 事故原因の特定を目的に検査を行った場合は、
検査結果を証明したもの
(検査を外部へ依頼した場合は、検査機関等が証明したもの)
 - ③ 火災による事故の場合は、罹災証明書
 - ④ 「母牛の死亡又は廃用に伴う胎子死」の場合は、
授精(種付・移植)証明書

留意事項

事故発生通知や飼養管理を怠った場合、重大な過失があった場合などは、共済金をお支払いできない場合があります。

お問い合わせ先

〇〇農業共済組合 担当:〇〇

電話番号:000-000-0000 FAX番号:000-000-0000